

長野県産業廃棄物 3 R 実践協定実施要領

(目的)

第1 この要領は次に掲げる事項を目的として長野県産業廃棄物3R実践協定（以下「協定」という。）を実施するに当たり、その基準を定めることにより、協定の公正かつ適正な運用を図るものである。

- (1) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）を排出する事業者（以下「排出事業者」という。）及び産業廃棄物の処理を受託する処理業者（以下「産業廃棄物処理業者」という。）の産業廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用、代替素材への転換¹及び適正処理に関する自主的な取組により、産業廃棄物の減量化、適正処理の一層の推進を図る。
- (2) 排出事業者及び産業廃棄物処理業者の適正処理等の取組を広く県民に公表することにより、産業廃棄物処理に対する県民の理解を深めるとともに、一層の信頼を確保する。
- (3) 協定事項に関する取組を通じ、排出事業者及び産業廃棄物処理業者の産業廃棄物処理水準及び意識の向上を図る。

(協定締結対象者)

第2 この協定の締結を行う対象者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 排出事業者で次の条件を全て満たす者
 - ① 長野県内に事業所(事務所又は事業場をいう。以下同じ。)を有する建設業又は製造業の事業者（製造業にあつては、事業場の責任者を含む。以下同じ。）
 - ② 申込日の1年前の日以降に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「法」という。）その他生活環境の保全を目的とする法律²に基づく局長名指示書以上の行政指導又は行政処分を受けていないこと。
 - ③ 申込日の1年以上前に、局長名指示書以上の交付を受けたことのある者は、申込日までに指示事項についての改善が完了していること。
 - ④ 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (2) 産業廃棄物処理業者で次の条件を全て満たす者
 - ① 法第14条に規定する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）処理業又は法第15条に規定する産業廃棄物処理施設の長野県知事の許可を有する者（以下「処分業者」という。）
 - ② 上記①のうち、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）収集運搬業者にあつては、長野県内に事務所、営業所又は積替保管施設を有する者（以下「収集運搬業者」という。）
 - ③ 上記①のうち、処分業者にあつては、長野県内に事務所又は処理施設を有する者
 - ④ 申込日の1年前の日以降に法その他生活環境の保全を目的とする法律に基づく局長名指示書以上の行政指導又は行政処分を受けていないこと。
 - ⑤ 申込日の1年以上前に、局長名指示書以上の交付を受けたことのある者は、申込日までに指示事項についての改善が完了していること。
 - ⑥ 申込みを行う年度の前年度及び前々年度分の産業廃棄物処理実績報告書を提出していること。

¹ 化石燃料由来プラスチック製品等からバイオマスプラスチックなど環境負荷の低い素材や製品へ転換していくこと

² 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「浄化槽法」、「大気汚染防止法」、「騒音規制法」、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」、「水質汚濁防止法」、「悪臭防止法」、「振動規制法」、「特定有害産業廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」

(協定書)

第3 第2に掲げる対象者のうち、協定の趣旨に則り、産業廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用、代替素材への転換及び適正処理を自主的かつ積極的に推進しようとする者と長野県知事とは協定を締結し、必要な事項を定めた協定書を取り交わすものとする。

(協定期間)

第4 協定期間は協定締結日から3年を限度として長野県知事が定める期間とする。

(協定締結事業者の実施事項)

第5 第3の規程により長野県知事と協定を締結した事業者（以下「協定締結事業者」という。）は、次に掲げる事項を実行する。

- (1) 産業廃棄物3R実践計画（以下「実践計画」という。）の策定及び実践計画書の長野県知事への提出
- (2) 実践計画の実施
- (3) 積極的な情報公開
- (4) 実施結果の長野県知事への報告

(長野県知事の実施事項)

第6 長野県知事は次に掲げる事項を実行する。

- (1) 協定締結事業者の公表
- (2) 実践計画書の公表
- (3) 実施結果報告書の公表
- (4) 先進的な取組事例の紹介
- (5) 必要に応じた現地確認

(手続等)

第7 協定に関する手続は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 協定締結を希望する者は、申込書（排出事業者にあつては様式1、産業廃棄物処理業者にあつては様式2）、資格確認書（排出事業者にあつては様式3-1、産業廃棄物処理業者にあつては様式3-2）及び協定期間の当初年度分実践計画書（第8第3項に定める様式による）を長野県知事あてに提出する。
 - (2) 長野県知事は提出された書類を審査し、必要に応じ現地確認を行う。
 - (3) 長野県知事は、審査の結果、適当と認めた者にその旨を通知し、その者と協定書（排出事業者にあつては様式I、処分業者にあつては様式II、収集運搬業者にあつては様式III）を取り交わす。
 - (4) 長野県知事は、協定締結後できるだけ速やかに、その内容等について、ホームページに掲載する。
- 2 協定の更新を希望する協定締結事業者は、最終年度の1月末日までに前項第1号に定める申込書を長野県知事あてに提出する。前項第2号から第4号までの規定については更新の場合に準用する。

(実践計画)

第8 実践計画は、次に掲げる事項を方針として策定する。

- (1) 産業廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用、代替素材への転換及び適正処理について、法令や基準等を超えた部分にまでわたる自主的な目標を定めることとし、その達成に向けた取組を行う。
- (2) 産業廃棄物の処理や施設についての情報公開を可能な限り積極的に行い、県民の理解を深め、産業廃棄物処理についてのより一層の信頼を確保する。
- (3) 産業廃棄物の処理についての模範的な取組を率先して実行し、排出事業者及び産業廃棄物処理業者の一層の意識及び資質の向上を図る。

- 2 実践計画は、計画期間を1年間（当初年度が1年に満たない場合には、その期間。以下同じ。）として協定期間中の年度ごとに次項に定める様式により策定し、当該年度の7月10日までに長野県知事に提出する。
- 3 産業廃棄物を排出する事業者にあつては排出事業者用（様式4）、産業廃棄物処理業者にあつては許可の種類に応じ、処分業者用（様式5）又は収集運搬業者用（様式6）の様式により実践計画を策定する。ただし、二つ以上の区分に該当する場合、複数の計画を策定することは差し支えないものとする。
- 4 実践計画は、原則として次に掲げる事項を定める。ただし、やむを得ない事情のある場合はこの限りでない。
 - (1) 排出事業者
 - ① 産業廃棄物3R実践方針
 - ② 排出抑制、リサイクルのための取組目標
 - ③ 排出抑制、リサイクルのための取組内容
 - ④ リサイクル製品の使用目標
 - (2) 処分業者
 - ① 産業廃棄物3R実践方針
 - ② リサイクル、減量化のための取組目標
 - ③ 産業廃棄物管理体制
 - ④ 処理を受託した産業廃棄物の種類、処理量、処理方法、排出ガス、排出水等についての情報公開
 - ⑤ 産業廃棄物処理施設の地域への公開、説明
 - ⑥ 中間処理業の場合、最終処分を委託した処理業者の現地確認
 - ⑦ 従業員教育
 - ⑧ 排出事業者への協力要請
 - ⑨ リサイクル技術向上に向けた取組
 - ⑩ 不法投棄・不適正処理を発見した場合の協力体制
 - ⑪ 自社処理廃棄物の管理方法（自社処理を行っている場合）
 - ⑫ その他協定の目的達成のため、独自に取り組む事項（代替素材への転換等）
 - (3) 収集運搬業者
 - ① 産業廃棄物3R実践方針
 - ② 産業廃棄物管理責任者
 - ③ 処理を受託した産業廃棄物の種類、運搬量、運搬方法、許可車両等についての情報公開
 - ④ 積替保管施設の地域への公開、説明（積替保管施設を有する場合）
 - ⑤ 従業員教育
 - ⑥ 排出事業者、処分業者への協力要請
 - ⑦ 不法投棄・不適正処理を発見した場合の協力体制
 - ⑧ 自社処理廃棄物の管理方法（自社処理を行っている場合）
 - ⑨ その他協定の目的達成のため、独自に取り組む事項（代替素材への転換等）
- 5 実践計画における取組目標は、別に示す目標値を参考とし、極力この値以上の目標値を設定する。その他の項目についても、できる限り法令・基準等で定められた水準、範囲を上回る目標を定める。
- 6 やむを得ない理由により、計画期間中に実践計画の内容を変更する必要がある場合は、計画を変更することができる。この場合、長野県知事に予め協議の上、変更理由書を添えて、変更計画書を提出するものとする。
- 7 長野県知事は、実践計画（前項により提出された変更計画書を含む。）を受理後、できるだけ速やかに、その内容等についてホームページに掲載する。

（実施結果報告）

第9 協定締結事業者は、計画期間が終了するごとに、実践計画に対する実績を次項に定める様式によりとりまと

め、翌年度の7月10日までに長野県知事に提出する。

- 2 実施結果報告書は、実践計画書と同様の区分の様式（排出事業者にあつては様式7、処分業者にあつては様式8、収集運搬業者にあつては様式9）により、作成する。
- 3 長野県知事は、実施結果報告書を受領後、できるだけ速やかに、その内容等についてホームページに掲載するとともに、先進的な事例と思われる事項については、内容確認の上、別にとりまとめてホームページ等で紹介する。

（ロゴマーク）

第10 協定締結事業者の意識を向上し、協定の目的を達成する取組を推進するため、協定締結事業者はロゴマークを使用することができる。

- 2 ロゴマークのデザインは別図のとおりとする。
- 3 ロゴマークは協定の区分ごとに、別図に定める色を使用するものとする。
- 4 ロゴマークは第1項の目的のため使用することができ、次に掲げる利用はできない。
 - (1) 提供する商品やサービスの品質を担保・証明するものとして使用すること。
 - (2) 法令や公序良俗に反するような方法で使用すること。
- 5 ロゴマーク使用者は、その使用に関し、苦情があつた場合には責任を持ってその処理に当たらなければならない。
- 6 長野県知事は協定締結事業者に対し、必要に応じてロゴマークの使用状況等について報告を求めることができる。
- 7 長野県知事は第2項、第3項又は第4項の使用方法に従わないロゴマーク使用者に対し、ロゴマークの使用を禁止する等必要な措置を講ずることができる。

（実践計画の継承による協定締結の特例）

第11 協定を締結している事業所について、企業の合併等により当該事業所の経営者（企業）に変更があつても、事業所の所在地及び事業内容並びに事業規模に変更がなく、従前の実践計画を継承する場合は、上記第4の規定にかかわらず、申込年度の協定を締結できるものとし、この場合の協定期間は、従前の協定期間の残期間とする。

- 2 前項により協定の締結をしようとする事業所は、実践計画の継承による協定締結の特例申込書（様式10）に、従前の協定書を添付して申し込むものとする。
- 3 第1項により協定の締結を行う場合は、協定締結日は新事業所の設立の日とし、従前の協定の、協定年度及び協定締結番号並びに協定期間と、従前の協定を継承する旨を協定書に明示する。
- 4 第1項により協定を締結した事業者は、実施結果報告において、従前の事業者の実績を含めてとりまとめ、報告する。

（協定の解約）

第12 協定期間中においても、協定締結事業者が長野県知事に申出を行い、長野県知事がやむを得ないと認めた場合は、協定を解約することができる。ただし、この申出の前後に第13に掲げる協定の破棄の各項目に該当する事項があつた場合は、この限りでない。

（協定の破棄）

第13 長野県知事は、次に掲げる場合に協定を破棄し、その事業者を公表することができる。

- (1) 協定締結事業者が、協定期間中に不法投棄等の違法行為を行った場合
- (2) 協定締結事業者が、協定期間中に協定締結対象者の条件を満たすことができなくなった場合
- (3) 協定締結事業者が、協定期間中に協定事項を履行していない、又は協定事項についての取組が不十分である

ことを長野県知事が認めた場合

- (4) 協定締結事業者が、本協定に関する長野県知事への提出書類に虚偽事項を記載した場合
- (5) 協定締結事業者が、指定期日までに実践計画書及び実施結果報告書を長野県知事へ提出しなかった場合
- (6) 上記のほか、協定締結事業者の信用失墜行為があったと長野県知事が認めた場合

(協定書の返還)

第14 第12及び第13により、協定を解約又は破棄した場合、協定締結事業者は、協定書を遅滞なく長野県知事に返還しなければならない。

(書類の経由)

第15 この要領に基づき、長野県知事に提出する書類については、次項に掲げる場合を除き、事務所（複数ある場合は主たる事務所）又は事業場の所在地を管轄する地域振興局を経由するものとする。

2 第7第2項の更新の場合にあつては、資源循環推進課に提出するものとする。

附 則

この要領は、平成15年10月1日から施行する。

この要領は、平成16年10月1日から施行する。

この要領は、平成18年12月7日から施行する。

この要領は、平成21年6月24日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年6月23日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

この要領は、平成29年5月22日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年2月17日から施行する。ただし、第9第2項に規定する様式は、この要領の施行後においても、令和5年3月31日までは従前の様式を使用することができる。

この要領は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

この要領は、令和7年6月24日から施行する。